

1日の利用料金について

施設サービス費 + 各加算 + 自費料金(食費・居住費・その他) = 1日の請求料金となります

短期入所 ユニット加算型 介護保険基本料金及び加算料金について

項目	料金					
	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	
施設サービス費 (加算型)	836	883	948	1003	1056	<input checked="" type="checkbox"/>
	要支援1			要支援2		<input checked="" type="checkbox"/>
	624			789		
施設サービス費 (強化型)	906	983	1048	1106	1165	<input checked="" type="checkbox"/>
	要支援1			要支援2		<input checked="" type="checkbox"/>
	680			846		

以下の加算項目は体調・認知・身体状況等によって各個人で異なります

項目	加算額	内容	<input checked="" type="checkbox"/>	
サービス提供加算	I	22/日	介護福祉士の割合が100分の80以上の際に加算されます	<input checked="" type="checkbox"/>
夜間職員配置加算		24/日	国が定める夜勤職員の勤務条件の基準を満たす場合、左記の料金が加算されます。	<input checked="" type="checkbox"/>
生産性向上推進加算(I)・(II)		10・100/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を講じる場合に加算されます	<input checked="" type="checkbox"/>
在宅復帰支援機能加算(I)		51/日	国が定める基準を満たす場合、左記の料金が加算されます。	(<input checked="" type="checkbox"/>)
認知症専門ケア加算		3/日	認知症日常生活自立度がⅢA以上の方は加算をされます	(<input checked="" type="checkbox"/>)
送迎加算		184(片道)	入所及び退所の際、在宅と施設との間の送迎を行う場合、加算されます	
個別リハビリテーション加算		240/日	リハビリ計画を作成し、個別にリハビリテーションを行った場合に加算されます	
総合医学管理加算		275/日	国の基準に従い、治療管理を目的とした受け入れを行った場合に加算されます	
★重度療養管理加算		120/日	要介護者4・5の利用者で、国の定める医療が必要な利用者を受け入れると加算	
★緊急短期入所受入加算		90/日	7日(やむを得ない際は10日)を限度として、緊急の受け入れを行う時に加算されます	
若年性認知症入所者受入加算		120/日	個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者を受入れた際に加算されます	
緊急時治療加算		518/日	病状が重篤になり緊急的な医療(注専、投薬、処置等)を行った際に加算されます	
特定治療			法律に規定するリハビリテーション、処置手術、麻酔を行なった場合に算定されます	
★特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	3時間 ～ 5時間	654	難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方に対して、日中のみ短期間の短期入所療養介護を行った場合に、サービス提供時間に応じて上記施設サービス費に代えて左記の料金となります。	
	4時間 ～ 6時間	905		
	6時間 ～ 8時間	1257		
介護職員特定処遇改善加算	I		上記の1か月の総単位数に7.5%乗じられます。	

藤枝市は地域区分が「7級地」であるため、上記の1か月の総単位数に10.14円乗じた金額の1割が自己負担になります。

・★は要支援の方は加算されません

・利用料金表は1割負担です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります

2、食費・居住費について

利用者負担段階	食費	居住費	対象者
第1段階	/	/	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
第2段階	600	880円	市民税非課税世帯+公的年金収入額と合計所得金額が80万円以下（預貯金額 650万円以下、夫婦1650万円以下）
第3段階①	1000円	1370円	市民税非課税世帯+公的年金収入額と合計所得金額が80万円～120万円（預貯金額 550万円以下、夫婦1550万円以下）
第3段階②	1300円	1370円	市民税非課税世帯+公的年金収入額と合計所得金額が120万円以上（預貯金額 500万円以下、夫婦1500万円以下）
第4段階	2090円	2420円	市民税課税世帯(非課税でも預貯金が一定額以上の方)

- ※ 認定を受けるには、各市町村の介護保険課に申請が必要です。
 認定され「介護負担限度額認定証」を施設に提出して、上記の料金での適用となります
 （認定証は提出月の初めまでさかのぼり適用となります）

3、その他自費料金

文書料	実費(税込み)
日用品費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
教養娯楽費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
電化製品持込代	1品持ち込み毎に1日あたり60円(男性の電気髭剃り持参時のみ無料)
私用洗濯代	1回400円
理美容代	実費
死後の処置料	実費

4、日用品費及び教養娯楽費の内訳

日用品費

項目	内容	金額(日)
洗面用品	洗面タオル、石鹸、歯ブラシ、歯ミガキ、化粧品	60円
入浴用品	タオル、バスタオル、シャンプー、ボディソープ	50円
排泄用品	トイレ・ポータブルトイレ消臭剤	60円
消耗品費	ペーパータオル、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ	30円
合計		200円

教養娯楽費

項目	内容	金額(日)
レクリエーション費	写真代、レクリエーション材料費、CD・DVD	140円
行事費	行事・催し物の飾りつけ、行事の用品購入費	60円
合計		200円